

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 中長期目標（第2期）変更案 新旧対照表

赤字・下線部は改正部分

変更案	現 行	備考（理由）
<p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(3) 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等</p> <p>① (略)</p> <p>② 健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設けた。これを活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ムーンショット型研究開発制度の下で、ムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議等を通じて、総合科学技術・イノベーション会議で定める目標とも十分に連携しつつ、ビジョナリー会議の助言等を踏まえて健康・医療戦略推進本部が決定する目標の実現のため、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、AMEDの業務内容や目的に照らし所管府省と連携して推進するとともに、基金と企業原資の研究費を組み合わせ、医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の研究開発を、<u>スタートア</u></p>	<p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(3) 基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等</p> <p>① (略)</p> <p>② 健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設けた。これを活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ムーンショット型研究開発制度の下で、ムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議等を通じて、総合科学技術・イノベーション会議で定める目標とも十分に連携しつつ、ビジョナリー会議の助言等を踏まえて健康・医療戦略推進本部が決定する目標の実現のため、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、AMEDの業務内容や目的に照らし所管府省と連携して推進するとともに、基金と企業原資の研究費を組みあわせ、医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の研究開発を、産学官共同</p>	<p>令和4年度第二次補正予算における「革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）」の拡充等に伴う変更。</p>

変更案	現 行	備考（理由）
<p><u>トップの参画を促しつつ</u>、産学官共同により推進する。また、研究開発の推進においては、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>⑥ 創薬ベンチャーエコシステムの強化</p> <p>大学等の優れた研究成果や創薬シーズを実用化につなげるため、創薬ベンチャーへの長期的な育成・支援が必要であるが、疾患や対象市場によっては期待される収益率が低く、また、投資の回収までに長期間を要する創薬分野に持続的な投資を呼び込むためには、これまでベンチャーキャピタル（VC）出資の増大に効果のあったベンチャー支援策を参考にしつつ支援を行っていくべきである。具体的には、VC等の目利き力を活かした優良ベンチャーの発掘・育成、VC等の投資能力・規模の拡大、リターンの向上、連続起業家（シリアルアントレプレナー）の育成を含め、我が国における創薬ベンチャーエコシステム全体の底上げを図る必要がある。</p> <p>このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、創薬ベンチャーエコシステム強化事業を推進する。同事</p>	<p>により推進する。また、研究開発の推進においては、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>⑥ 創薬ベンチャーエコシステムの強化</p> <p>大学等の優れた研究成果や創薬シーズを実用化につなげるため、創薬ベンチャーへの長期的な育成・支援が必要であるが、疾患や対象市場によっては期待される収益率が低く、また、投資の回収までに長期間を要する創薬分野に持続的な投資を呼び込むためには、これまでベンチャーキャピタル（VC）出資の増大に効果のあったベンチャー支援策を参考にしつつ支援を行っていくべきである。具体的には、VC等の目利き力を活かした優良ベンチャーの発掘・育成、VC等の投資能力・規模の拡大、リターンの向上、連続起業家（シリアルアントレプレナー）の育成を含め、我が国における創薬ベンチャーエコシステム全体の底上げを図る必要がある。</p> <p>このため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき造成された基金を活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、創薬ベンチャーエコシステム強化事業を推進する。同事</p>	

変更案	現 行	備考（理由）
<p>業においては、<u>認定VCの目利き力を活かして、ワクチン戦略を踏まえた感染症ワクチン・治療薬開発及び感染症以外の疾患に対する医薬品等の開発に資する</u>革新的なモダリティの実用化開発を行う創薬ベンチャーに対して支援を行う。また、実用化開発の推進においては、適時目標達成の見通しを評価し、実用化開発の継続・拡充・中止などを決定する。</p> <p>⑦ 先端国際共同研究の推進</p> <p><u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、国が設定する領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた国際共同研究を戦略的・機動的に推進する。国際共同研究の推進を通じて、日本人研究者の国際科学トップサークルへの参入を促進するとともに、我が国と対象国の優秀な若手研究者の交流や関係構築の強化を図り、国際頭脳循環の活性化及び次世代の優秀な研究者の育成に貢献する。</u></p>	<p>業においては、<u>ワクチン戦略を踏まえ、認定VCの目利き力を活かして、感染症ワクチン・治療薬開発に転用できる可能性のある</u>革新的なモダリティの実用化開発を行う創薬ベンチャーに対して支援を行う。また、実用化開発の推進においては、適時目標達成の見通しを評価し、実用化開発の継続・拡充・中止などを決定する。</p> <p>（新設）</p>	<p>令和4年度第二次補正予算における「創薬ベンチャーエコシステム強化事業」の拡充に伴う変更。</p> <p>令和4年度第二次補正予算における「先端国際共同研究推進プログラム」の措置に伴う変更。</p>
<p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p>	

変更案	現 行	備考（理由）
<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 情報公開の推進等</p> <p>AMED の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p><u>(6) 温室効果ガスの排出の削減</u></p> <p><u>温室効果ガス削減のための取組を実施する。</u></p>	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 情報公開の推進等</p> <p>AMED の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)</u>に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行に伴う変更。</p> <p>「内閣官房及び内閣府本府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和4年6月3日内閣総務官、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定)策定に基づく変更。</p>